

大阪広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第13号

大阪広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特殊勤務手当の種類） 第2条 （略） （1）—（3） （略） （4） （略） （危険現場作業手当） 第3条 （略） （1）職員が、<u>高さ10メートル以上の足場が不安定であり、かつ、墜落の危険が特に著しい箇所で行う調査、測量、検査、工事の監督、施設の点検又は維持修繕の業務に従事したとき。</u> （2）職員が、<u>交通を遮断することなく行う道路（一般交通の用に供されている車両の通行のための道路に限る。）における水道施設の維持、修繕、測量、整備、改良、漏水調査の業務又はこれらの業務のための交通整理の業務に従事したとき。</u> 2 （略） （1）前項第1号に規定する業務 従事した日1日につき220円（当該業務が<u>高さ20メートル以上の箇所で行われた場合</u>にあつては、320円） （2）前項第2号に規定する業務 従事した日1日につき300円	（特殊勤務手当の種類） 第2条 （略） （1）—（3） （略） <u>（4） 用地交渉等手当</u> <u>（5） （略）</u> （危険現場作業手当） 第3条 （略） <u>（1）職員が、水管橋その他の別に定める施設における足場が不安定であり、かつ、転落の危険が特に著しい箇所において、調査、測量、検査又は工事の監督等の業務に従事したとき。</u> <u>（2）職員が、地上又は水面上10メートル以上の足場が不安定であり、かつ、墜落の危険が特に著しい箇所で行う調査、測量、検査、工事の監督等の業務に従事したとき。</u> <u>（3）職員が、交通を遮断することなく行う道路（一般交通の用に供されている車両の通行のための道路に限る。）における施設の維持修繕等の業務に従事したとき。</u> <u>（4）職員が、掘削中のトンネル等の坑内（たて坑にあつては、深さが10メートル以上の箇所に限る。）において行う調査、測量、検査又は工事の監督等の業務に従事したとき。</u> 2 （略） （1）前項第1号及び第2号に規定する業務 従事した日1日につき220円（<u>前項第2号に掲げる業務で、当該業務が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合</u>にあつては、320円） （2）前項第3号に規定する業務 従事した日1日につき300円

	(3) <u>前項第4号に規定する業務に従事した日1日につき560円</u> (用地交渉等手当) <u>第6条 用地交渉等手当は、職員が事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。)の業務に1日につき2時間以上従事したときに支給する。</u> <u>2 用地交渉等手当の額は、業務に従事した日1日につき、650円(当該業務が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われた場合にあっては、その額にその100分の50に相当する額を加算した額)とする。</u>
(夜間特殊業務等手当) <u>第6条 (略)</u> (1) (略) (2) 職員が、正規の勤務時間(就業規則第17条第2項に規定する休日(以下「休日」という。))及び同<u>規程</u>第18条第1項に規定する代休日の正規の勤務時間、同<u>規程</u>第20条に規定する年次休暇又は特別休暇が与えられている時間並びに大阪広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第17号)第2条の規定により職務に専念する義務を免除された時間を除く。)以外の時間に緊急に呼出しを受けて、突発的に発生した事故(その<u>おそれがある場合を含む。</u>)を処理する業務に従事したとき。 2・3 (略) <u>第7条—第9条 (略)</u>	(夜間特殊業務等手当) <u>第7条 (略)</u> (1) (略) (2) 職員が、正規の勤務時間(就業規則第17条第2項に規定する休日(以下「休日」という。))及び同<u>規則</u>第18条第1項に規定する代休日の正規の勤務時間、同<u>規則</u>第20条に規定する年次休暇又は特別休暇が与えられている時間並びに大阪広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第17号)第2条の規定により職務に専念する義務を免除された時間を除く。)以外の時間に緊急に呼出しを受けて、突発的に発生した事故(就業規則第47条に規定する事故に限る。)を処理する業務に従事したとき。 2・3 (略) <u>第8条—第10条 (略)</u>

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。